

家畜衛生だより

平成25年4月 第3号
東部家畜防疫獣医師会
(社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/nourinsui/kaho/toubu/index.html>

～新所長あいさつ～

この度の異動で東部家畜保健衛生所長に就任いたしました中島です。

日頃、皆様方には家畜衛生業務にご協力いただきお礼申し上げます。

さて、平成22年度の宮崎県での口蹄疫、各県で多発した高病原性鳥インフルエンザの教訓から、国は家畜伝染病予防法の一部を改正し、飼養衛生管理基準を強化しました。生産者の皆様には、日頃、飼養衛生管理基準の遵守に取り組まれ、疾病の発生予防、蔓延防止に努めていただいていることに、改めて感謝申し上げます次第です。

幸い、ここ2年は、国内で急性悪性家畜伝染病の発生もなく、平穏に推移しておりますが、これも、一重に生産者の皆様が、日頃、衛生管理対策に努力されてきた賜物であると考えております。

家畜保健衛生所の役割は、家畜疾病の発生を予防し、家畜の生産性の安定向上を図ることと思います。

今年も、職員一同、生産者の皆様と一緒に、家畜衛生対策を推進し、急性悪性家畜伝染病の発生予防に万全を期すとともに、オーエスキー病等の清浄化の推進を図ってまいります。

今後とも皆様のさらなるご協力よろしくお願い申し上げます。

～H25年度新体制のお知らせ～

所長 中島 広史
次長 村田 宏之

防疫課

主幹 渡邊 和彦
笠井 史子 渡部 美穂子
菅 賢明 利谷 彰彦

衛生指導課

課長 道本 昌信
今関 美代子(庶務) 金子 晴壽
柴田 祥子 千葉 耕司
猪俣 一陽 土肥 世生

転出者

鈴木 邦夫(畜産総合研究センター)、篠原 栄里子(中央家畜保健衛生所)、
青木 ふき乃(北部家畜保健衛生所)、島田純(畜産課)、江森格(南部家畜保健衛生所)、
猪熊道仁(船橋競馬組合)

診療施設を開設されている皆様へ

開設時の届出事項に変更があった場合には、10日以内に
変更事項を届け出ることが義務づけられています。

届出事項に変更がある場合は早めに届出ましょう。

変更届が必要な場合

- ・施設の構造設備（大規模な改築や移転は新規届出が必要）
- ・開設者の氏名及び住所（法人名称と事務所の所在地）
- ・診療施設のエックス線装置
- ・診療施設の名称
- ・管理者の氏名及び住所
- ・診療に従事する獣医師
- ・診療の業務の種類（産業動物又は小動物）
- ・定款（法人の場合）



提出書類

(1) 診療施設開設届出事項変更届出書

(2) 変更内容に応じた添付書類

○ 構造設備の変更・・・構造設備の概要書及び見取り図

○ エックス線装置の変更・・・エックス線装置の概要書、エックス線診察室見
取図及び線量測定記録

○ 獣医師の採用・・・獣医師免許証の写し(原本照合必要)

○ 法人名称・所在地変更・・・定款



提出書類の様式は、

千葉県東部家畜保健衛生所HPからダウンロードできます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/eisei-toubu/jyujiji-yakuji.html>

提出は 東部家畜保健衛生所 までお願いします。

東金市川場1105-3

TEL 0475-52-4101 FAX 0475-52-3335